

# 忍術の実際

山田雄司

ニ立事希ニシテ、大功立難シ、唯專要ハ五間ノミナレトモ、コレヲ詳ニ伝ヘル者ナキユヘ、一派ノ者ノ内、志アル者モ末ノ小業ノ秘術密法ヲノミ忍ノ大事ト思フユヘ、此末々ニ至リテハ、猶々忍ノ術チヒサク狭クナリ行ン事必セリ、

はじめに

忍術とはどのような術を指すのだろうか。『日本国語大辞典 第二版』（小学館）には、

詭計（きけい）、変装、速歩、跳躍などを用いて、相手の形勢を観察したり、放火、殺人などの目的で他国や他家などに入り込む術。

乱波（らつぱ）、透波（すつぱ）などの忍びの技法から発達したもので、安土桃山時代以後盛んとなつた。五遁（火遁・水遁・木遁・金遁・土遁）、山彦、陰中陽などさまざまの術があり、甲賀流・伊賀流にはまた独自の秘術があつた。隠形（おんぎよう）術。忍びの術。忍法。

と記されている。これを読むと、変身したりさまざまな道具を用いたりして侵入するためには忍びが用いる術を忍術として説明していることがわかる。

一方、十七世紀後半の甲賀の忍びである木村奥之助の口伝を門人である尾張藩藩士で兵学者である近松茂矩が筆授した『甲賀忍之伝未来記』では、忍びの術について以下のように記している。

形ヲカクシ、姿ヲ化ケ、池沼ヲ渡リ、河海ヲコシ、壁ヲノリ、門ヲ入ルノ類モ忍ノ一術ナレトモ、ソレハ至テ末々ノ事ニテ、実用

近松茂矩（彦之進）は元禄十年（一六九七）に生まれ、尾張藩四代藩主徳川吉通に仕えて吉通が開いた全流（一全流）兵法の伝授を受ける。この記述では、形を変えたり道具を使ったりして忍び込むことでも忍びの術のひとつではあるけれども、それは末端のことであつて、实用性に立つことはまれであつて大功はなしがたく、最も重要なのは「五間」であるとしている。

近松茂矩『用間加條伝目口義』には、五間すなわち「郷間」「内間」「反間」「死間」「生間」の五種類の間諜を共に使いながら、その諜報活動を敵には知られないこと、それを「神紀（神業）」と呼ぶのであり、それは君主の宝であると書かれている。そもそも「五間」とは孫子の兵法に記される用語で、「郷間」とは敵国の村里の人を間諜として使うものであり、「内間」とは敵国の役人を間諜として使うものであり、「反間」とは敵国の間諜を寝返らせて間諜として使うものであり、「死間」とは偽りの作戦を外に漏らし、味方の間諜にそれを知らせ、敵国に送り込んで偽情報を伝える者のことであり、「生間」とは、生きて帰れない「死間」と異なり、生きて國に帰つて敵の情報を伝える者だと記されている。

延宝四年（一六七六）藤林保武によつてまとめられた忍術書の集大成である『万川集海』「忍術問答」では、忍術は軍法の要であり、こ

の術を用いなければ敵の計略を知つて勝利を得ることができないとし  
ている。そして、忍術について説明を加えている。

敵ノ堀端柵端マテ近々ト忍ヒ行、其様体ヲ見聞シ、或ハ城中陣中  
エ忍ヒ入テ、万ツ模様陰謀密計等マテ審カニ聞審ニ見テ主将エ告  
知ラセ、方円曲直ノ備ヲ定メ、能ク使奇正而征伐敵徒セシムル  
者、忍術ノ所以成ナリ、

この記述によれば、敵地に侵入して様子を探つて情報を得、それを  
主君に伝え、敵を倒す道を開くのが忍術だとしている。すなわち、忍  
術とは諜報活動に要するさまざまな術を包含した概念とするのが適当  
であろう。

こうした認識のもと、以下忍術の内容について、精神的側面、実技  
の側面を具体的に述べていきたい。

忍歌曰　忍トテ道ニ背キシ倫セハ神ヤ仏ノイカデ守ラン  
モノハ士ハ常ニ信心イタスヘシ天ニ背カハイカテヨカラ  
ン  
偽モ何カ苦シキ武士ハ忠アル道ヲセント思ハバ  
以下に現代語に訳してみる。

忍びの本は「正心」である。忍びの末は陰謀やだますことであ  
る。それゆえに心が正しくコントロールできないときは、臨機応  
変の計略を遂行することができないのである。

孔子曰く、その本が乱れていて末が治まることはない。  
いわゆる正心とは仁義忠信を守ることにある。仁義忠信を守らな  
ければ、強く勇猛なことをなすことができないばかりか、変に応  
じて謀計をめぐらすこともできないのである。

(中略)

忍び歌にいう　忍びだからといって、道に背いて盜みをしたなら  
ば、どうして神や仏が守ってくれようか。

武士は常に神仏を信仰しなければならない、天に  
背いてどうしてよいだろうか。

偽ることもどうしてよくないだろうか。武士は忠  
である道を尽くそうと思えばそれでよいのだ。

夫レ忍ノ本ハ正心也、忍ノ末ハ陰謀・佯計也、是故ニ其心正ク不  
治時ハ臨機応変ノ計ヲ運ス事ナラサル者也、孔子曰、ソノ本乱而  
末治者否也、所謂正心トハ仁義忠信ヲ守ルニアリ、仁義忠信ヲ不  
守、則強ク勇猛ヲナス事不成ノミニアラズ、応レ変謀計ヲ運ス  
事ナラサル者也、

(中略)

さらには、忍びの方術は私欲のためにあるのではなく、無道の主君  
のためにも用いてはならず、もしこの旨に背き、私欲のために忍術を行  
い、無道の君主を補佐して謀計を企てたのなら、たとえいかなる陰  
謀をたくらもうとしても、その陰謀は必ず露見するに違ひなく、もし  
露見しないで一旦は利潤があつたとしても、結局は自身の害となるこ

とは必然の理であり、つてしまななければならぬとしている。

そして、「忍」の漢字が忍びの心をよくあらわしているとされ、『万川集海』卷二「正心条目」ではそのことについて詳しく説明している。中国では「間」「謀」「細作」「游偵」「姦細」などと呼ばれる存在が、日本ではそれをかえて刃の心としているのには深い意味がある。この意味を悟らなければこの道の門には入りがたい。「忍」の一字、刃の心と書いている理由は、この術全体が武勇を旨とするからであり、そのためこの術を志す者はまず武勇を心掛けるべきである。そして武勇の心掛け方については、「血氣の勇」を捨て去り、「義理の勇」を心掛けよと述べている。同じ武勇といつても「義理の勇」がなければ君子の勇ではなく、「血氣の勇」というのは、一時の怒りによつて剛強を働くことができても、次第に怒りが薄くなるに従つて、ずっと剛強の働きを心底に保つことはできないとしている。<sup>4</sup>

そして「義理の勇」とは、つまりつまつてやむを得ず起こす勇であり、この勇はいつまでも冷めることなく、ことに私心がないためにまず己の欲心に克ち、前後を思案して、なおかつ必死ならば即ち生ずといふことを心の守りとして働くために、我が身をまつとうして敵を倒すことができるのであり、仁義忠信をよく知りよく行おうと思わずして、「義理の勇」を起こすことができないとしている。

また、「忍」という漢字のもつ意味についてはさまざまなる忍術書に記されており、この漢字が忍びの心を表現していると言える。『当流奪口忍之卷註』には忍の一字について以下のように記されている。

此一字至テ大事也。字ノ心ハ刃ノ下ニ心ヲ。心ハ胸也。胸ニ白刃ヲ當テ物ヲ問ヒ、決断ニ逢フ心也。

「忍」という字は大変重要であり、字は「刃」の下に「心」を書いている。心は胸のことである。胸に白刃をあてて物事を問い合わせて物を隔てて凌ぐことを言つてゐるとされ、さらには、「忍」と「凌ぐ」とは同じようで大いに違う。「凌ぐ」とは暑いときに扇をかざして日よけにするように、物を隔てて凌ぐことを言い、「忍」は直接当たつているのを我慢することを言う。また、「灸の皮切り（最初の灸は皮が切られるような痛みを感じる）」を忍ぶように、「忍」の心持ちはなければならない功を遂げることはできない。ゆえに万事に「忍」の心が大事であると記している。

そして、忍生・忍死・忍欲・忍我・忍人の五忍について記し、これが忍びの大事だとしている。

忍生：どのような辱めを受けても生を保たなければならぬ。

忍死：平生から忠義のために命を捨てるよりも恐れず、また忠義に限らず万のことについて死を恐れない。

忍欲：金銀ばかりでなく何であつても心の望み欲することを制する。

忍我：人に対して言いたいことがあつても自己主張をせず自分を押し殺す。

忍人：人に詔わざ人に従わざ己の心のままに自立する。

そして、「忍」という心持ちは、忍びにとって重要な考え方であるだけではなく、日本人の心の基層の部分を形成している考え方であり、このことは、慶安四年（一六五二）成立と考えられる北条氏長『二歩集』「忍入心持の事」にも、「それ肝要是忍の一字にあり。忍ぶ事強く憶えるもの有功というなり」と書かれている。

また、近松茂矩『升堂階梯』所収「忍斎記」には以下の記述がある。

忍びは何ぞ忿懥を忍ぶや。これを忍ぶ道はその心を制するに在るのみ。故に古人字を制し心の上に刃あり。忍びはいやしくも忿懥を忍ばざればすなわち心を害し、事を壊し、己を損じ、人を傷つけ、その禍挙げて言うべからず。

忍びはどうして怒りの心を忍ぶのか。忍びの道は自身の心を制することにある。ゆえに昔の人は字を作るのに当たつて「心」の上に「刃」を置いた。忍びは怒りの気持ちをコントロールできなければ、心を害し、事を壊し、己を損じ、他人を傷つけ、その禍は挙げて言うまでもない。

ここでは「忍」の字の解釈として、「心」の上に「刃」を置くとすることは同様だが、それを心の制御ととらえ、とりわけ怒りの念をこらえることが重要だとしている点が特徴的である。さらに孔子の『論語』衛靈公第十五「子曰く、小を忍ばざれば、すなわち大謀を乱る」、つまり、「些細な事が我慢できなければ、大きな事を成し遂げる事はできない」を引用し、大志があれば忍ばないわけにはいかず、さらに杜牧の『遺興』の一節で貝原益軒の『養生訓』にも引かれる「忍過ぎて、喜びに堪えたり」を引用して、欲を抑えることで後に喜びとなるのであるから、欲を忍ぶことが重要であることを述べている。

『伊賀問答忍術賀士誠』にも以下の記述がある。

抑祖伝の忍術は、所謂仁義礼智信の五常を一致の心を能丹田江治メ、而不動を忍の心ト申候哉。

忍術は、五常を臍下である丹田に込めて、不動を忍ぶ心のことを言うとあり、儒教の德目を常に体の急所に納めて大事にするようとの教えである。忍術を術として体系化するにあたっては、その中に儒教的な観念を内包させていったことがわかる。

そして、忍びの心がけとして大事にされるのが「七字の大事」という考え方である。『用間加條伝目口義』には次のように書かれている。

甲賀伝に曰く、喜怒哀樂愛惡欲、この七つ彼我ともにあり、これによりて計策すべし。伊賀伝に曰く、ワレヲシルヘシ、この七字の大事を常に思うべし。我が身の勇氣材力のほどを知り、年齢の程を考えて事をなすべし。別して天下の人々に交りを厚くするには爰に心を用ゆべし。

甲賀の伝では、「喜怒哀樂愛惡欲」、この七つの感情が人間にはあるのだから、これを利用して計略を考える必要がある。伊賀の伝では、「ワレヲシルヘシ」、この七字の大事を常に考えておく必要がある。我が身の勇気・力量のほどを知り、年齢のこととも考えて事をなす必要がある。とりわけ世の人々と深く交際するためには、このことについて配慮しなければならない。

人にはさまざま感情があるのであるから、これを利用することによってたやすく相手の心の中に侵入することができる一方、自分自身もそうした感情をコントロールする必要がある。そのため、まずは自分がどのような性格であるのか知ることが大切だという教えは現代にも通ずる考え方であろう。

源義經に仕えた伊勢義盛が作者として仮託される忍びのことを詠ん

だ『義盛百首』には、

人をしり我をしられぬしわざこそ　しのびのものの巧者とはいへ

(人を知つて自分を知られないようにするのと、忍びの者の中でも巧者である)

との歌がある。自分自身の性格をよく心得て、相手に知られないようする一方、相手のことをよく知る必要があると教えていた。

このように、忍びにはさまざまな道義性が求められ、自己を厳しく律すべきことを説いていた。それは忍びの職務は常に危険と隣り合つてあつたからこそと言えよう。

## 二 陽忍

情報収集には陽忍と陰忍という手法があり、人に紛れて白昼堂々と潜入して情報を聞き出しことを陽忍、人に知られないように堀や塹を越えて侵入し、密かに情報を得ることを陰忍と呼んでいた。

そのことについて『万川集海』巻八陽忍上「遠入之篇」には以下の

ように記されている。

夫忍術ニ陽術アリ、陽術ト云ハ謀計ノ智慮ヲ以テ其姿ヲ顕ハシナガラ敵中ヘ入ヲ云、陰術ト云ハ人ノ目ヲ忍ヒ隠レ姿ノ術ヲ以テ忍入ヲ云也。

陽忍に用いるのが陽術で、陰忍に用いるのが陰術である。忍者といえば一般的には後者の方法が想像されるが、実際には、前者の方法で

目的を達成することができない場合に後者の方法が用いられた。なぜなら陰忍には高い技術が必要とされ、危険を伴うからである。

それでは以下、陽忍はどのように行うのか具体的に見ていただきたい。

『万川集海』には引き続き「始計六箇条」として、次の記述がある。

一、四方髪ハ隨所<sup>レ</sup>逢<sup>レ</sup>變<sup>レ</sup>髪ノ始計ナルヘキ事、言ハ時ト所トノ

宜ニ隨ヒ、出家、山伏、鳩ノカヒ、根来モノ、又ハ女ノ姿、半

項野郎等其外國々ニ替ル月額剃様種々様々變スル事、皆是四方

髪ヲ基トシテ応<sup>レ</sup>變改ルノ始計也、

二、諸ノ生業ノ芸、或ハ物真似等ニ至ルマデ手練スル事ハ、變言化姿ノ計ナルベキ事、言ハ妖術ナドニテ忍入時、其姿言葉計リ

ヲ似セテモ其生業ノ芸ヲ不<sup>レ</sup>知、則謀畧顕レ易シ、故ニ其像<sup>ニセシム</sup>ト

思フ者ノ姿言葉ハ云ニ不<sup>レ</sup>及、其生業ノ芸術ヲ平生可<sup>ニ</sup>習學<sup>ナ</sup>リ、

三、常々諸国ノ風俗地形ノ模様ヲ可<sup>レ</sup>知事、言ハ常々ニ国々ノ風俗方言地理等何處ニハ山林川沢アリ、何處ニハ險阻或ハ平易ナリナド、又ハ里程ノ長短、路ノ広狭等、鹿路、細路、径路マデ

モ能々知覚ベキナリ、

四、兼テ諸方ノ城主ノ印ヲ貌<sup>ニセウツシム</sup>写置ベキ事、言ハ常々諸方ノ城主

大將ガタノ印ヲ求メ置<sup>レ</sup>キ也、計畧ノ品ニ入ル事アリ、某ノ人ノ印書ヲ作リ謀ニ用ル事、有印ノ相違有テハ計敗ル、又能書ノ擬筆ヲ能為ル者近ヅクヘシ、大將以下ノ筆ヲ擬スルニ自由ナルベシ、

五、兼々諸大將ノ旗、マトヒ、指物、立物、幕紋等ヲ能覺フベキ事、言ハ右ノ事ヲ能覺<sup>ヘ</sup>テ計畧ヲ以テ忍入タル時、敵色々ノ事

ヲ尋問ニ、其言ヲ合セ、又隱忍紛忍等ニテ忍入り、爰彼三潛行

折柄敵見怪シムル時、当分ノ抜ケ言ノ用ノ便アル也、

六、兼テ名ト芸トヲ深ク可レ隱事、言ハ忍者タラン者ハ兼テ大將  
ヘ訴ヘ治世ノ時ニテモ常ニ忍者ノ号ヲ深ク隱スベシ、親シキ輩  
也ト云トモ、仮初ニモ此術ノ勝劣ヲ言フ事勿レ、

忍びが職務を果たすにはさまざまな能力が必要であった。そして知識とともに行動力も伴つていなければならなかつた。忍びはさまざまに姿態変容を遂げる必要があり、このことについて『正忍記』では、七方出と呼んでいる。

一、こむ僧 是はあみ笠をきる法也。

一、出家 男女是を近付るゆヘ也リ。

一、山伏 男女是を近る。刀脇指をさす也。

一、商人 人の能近付るもの也。

一、<sup>(放下)</sup>か師 是も人の近付るもの也。

一、さるがく 前に同し。

一、つねの形 其品によりて、是を作る也。

その土地の人々から情報を探るために、仲よくなつて言葉巧

みに情報を探り出す能力が必要となる。我々は忍者に対して、闇夜に紛れて忍び込み、天井裏から聞き耳を立てているようなイメージをもつてゐるが、実際にはこのように人と仲よくなつて情報を聞き出すことが多かつた。僧侶・山伏・商人・芸能民たちは各地を遍歴する人々であり、こうした人々は、教えや商品をもたらすだけでなく、各地の情報やさまざまな知識を伝える役割も果たしていた。そして、日常目にして不思議がられないよそ者であるため、このよう

な人物に扮して情報収集を行つたのである。

しかし、変装だけしても内実が伴つていなければ、正体を見破られてしまう。そのために、僧侶だつたら経文を読む練習をしなければならないし、芸能民だつたらしっかりと芸を身につけなければならないことは言うまでもない。

さらに、卷九陽忍中には、「畧本術七箇条」として以下のことを記す。

一、敵ノ城陣ノ様体ハ不レ及レ言、敵方ノ老中、物頭、奉行、近

習、又ハ出頭人、或ハ軍者、奏者、使番、門番等ノ姓名、又居

宅ノ在所マテ能々尋問ヒ識スベキ也、其外右ノ衆中ノ一族因縁

ノ人ノ筋メ何レノ国里ノ者ニシテ如何様ナル家業等ニ至ルマ

テ、兼々能識スベキ事、

二、右ノ様体ヲ問ヘキ術ノ事、右此レ件ノ様体ヲ問ベキニ於テ

ハ、敵方ヲ背キ浪人トナル者カ、又敵方ヘ出入スル出家、商

人、座頭、猿楽ノ類ニ兼々近キ問ヒ逐一書記シ置ベシ、

三、吾在所ヲ偽ル時ノ為ニ他国ノ風俗、方言マデヲ能識スヘキ事、

四、諸國ノ城主、領主等ノ印形ヲ持行ベキ事、

五、仮妻可連行、若不曳行トキハ旅中ニ於テ可相求事、

六、凡ソ忍術ハ何レモ同シ意也ト云トモ、別テ陽ノ近入ニハ敵ノ

所欲言、思、動作等、初ヨリ能考計テ可レ行事ナリ、

七、將知ノ篇、期約ノ卷ニ記ス如ク、近入ノ時ハ猶更ニ相図約束

ヲ能定ムベキ事、

陽忍として情報を聞き出すためには、その国の言葉や風俗をよく学

んでおくことも必要だった。探索を行う場合、表面的なことを観察するにどしまつてはならず、相手の居所、素性、性行なども把握する必要がある。そのためには人相術を身につけておく必要もあった。『正忍記』には人相の見方も記されている。

仮妻を連れていくのがよいというのは興味深く、妻と一緒になら旅をしていても不思議がらないし、女性ならではの術を使っての情報収集も行うことが可能となる。

また、『用間加條伝目口義』には「見詰聞詰の大事」ということが説かれており、何事であつても一通りにさつと見たり聞いたりするのにとどまつてはならず、「とつくりと」念を入れて見つめ聞きつめることが大事だとしている。

『万川集海』巻十陽忍下「目利之事」には、

一、山谷ヲ見準二ヶ条付就<sub>二</sub>山之形容配心八箇条

凡山ノ形ヲ不レ知向フ時ハ五方ノ神ヲ以テ見分ルトキ、其山ノ

險易自可<sub>レ</sub>知事、

二、敵国山ノ大小高低險易、草木ノ姿、或沢谷ノ浅深広狭長短、

凡尽見準ルヘキ事、

といつたことも記されており、忍びはあらゆる情報を入手する必要があつた。基本はみずから目ので見、耳で聞くことが大事だが、対象が遠くにある場合はなかなかそうしたことが叶わないとため、そのために普段からさまざまなネットワークを構築していくことが重要だった。

『用間加條伝目口義』には「大忍の大事」として、日頃から各所に知音を作つておいて常に連絡をとり、情報収集に励むべき旨が記されている。

忍びの勝を要せば、平日すべて諸国へ手寄りをわけ知音をこしらへて、万事通達自由になしをくべし。

さらにこれに引き続き、事が起きてから急に関係をもとどとしても難しいので、普段から関係を築くには、詩歌・連歌・俳諧・茶の湯など遊芸の類などをしたりして、諸国に知己をこしらえ、自分の名を世間に知られるようにしておくのがよい、どのようなことであつても、その当時流行っていることを身につけておけば各地に通じやすい、と書かれており、何かあつてから情報を得るために奔走するのではなく、日頃から各所に知り合いを作つておけば、常に情報が入るし、何か起こつたときにはその人物を頼つて情報を得たり対策をとつたりすることが可能となるということが説かれている。

このように、さまざまの人々と関係を築いて、コミュニケーション術を使って相手から情報を得る方法が陽忍である。忍びには、社交的で相手に心を許させる能力が求められていたと言えよう。

忍びが使用する道具については、『正忍記』「忍出立の習」には以下のように記されている。これは陽忍・陰忍問わず必要とされる道具である。

凡そ忍といふは、其人の知れざるを本とす。故に出立形をまきらはする様なり。古の能く忍ふものは、父子兄弟たりと云へども、此者を見分くる事かたし。まして他人におゐておや。先忍に定りたる六具有あり。

あみ笠、かぎ縄、石筆、薬り、三尺手拭、<sup>ウチタケ</sup>打竹、是なり。

忍びが持つていく道具としてよく知られている「忍び六具」である。編笠はかぶつていても不思議に思われず、顔を隠すのに都合がよ

い。鉤縄は物や人を縛つたり、堀によじ上つたり、川や堀を渡るときに用いられる。石筆は滑石・蠟石を棒状にしたもので、見聞きしたことを筆記するために用いた。薬は腹が痛くなると動けなくなるので、特に腹痛のための薬が重用された。三尺手拭は縛つたり顔を隠したりさまざまな用途に用いた。打竹は火を付けるための道具で、特に火術を得意とした忍びにとって重要な道具だった。

持参する道具はこれだけに限らず、臨機応変にさまざまな道具を持参した。宝暦四年（一七五四）九月十日に書写された京都府立総合資料館所蔵『山崎流忍之書』には、所持するのによい道具として、「強い糸、差縄、竹筒、長手拭、焼飯、針、手火松明、薬」が記されている。これを見ても、単純な道具で多用途に用いる事ができるものが重宝されていたことがわかる。例えば、針は糸を使って縫うだけではなく、相手を攻撃する際にも有効であり、手火松明も明かりを灯すだけでなく、火を付けたり手裏剣にして相手に投げて威嚇することもあつた。

これらの記述からもわかるように、持参する道具は軽く小さい物が基本だった。そして、なるべくなら道具は持たない方がよいとされた。『正忍記』「高越<sup>ひき</sup>下きに入るの習」には次のように記されている。

凡忍の者の持つ道具いろいろの品有れ共、別而異なる道具は、人のあやしみ疑ふ物なれば、是をよろしきとは云がたし。ねがわくは、針程の物にても道具とならば持へからず。事の急なるときは、とり落す事など有るものなり。か様の事のはしらこそ、頗らはるゝ物とは云伝へたり。心得べき事なり。

多くの道具を持つていったならば重くてかさばるし、落としてしまう可能性もあり、忍びが侵入したとわかつては警戒されてしまう。道具には水蜘蛛や松明など、大形の道具もあるが、それはあらかじめそうした道具が必要だとわかつているときだけ持つていったのだろう。梯子についても、その場にある材料で作ることが説かれている。

これら道具は試行錯誤して忍び自身が製作したものであり、しころことには驚く。また特に火器は数多くの種類があり、火薬の調合などを変えて用途に合った道具を創作していることは驚嘆に値する。そうした中には、実際に考案出したものではなく、中国の兵法書に記載されているものをそのまま掲載している場合もあるが、それを除外しても数多くの道具を新たに考案していることは疑いなく、忍びたちは限られた材料から効果的な道具を編み出そと日々工夫を重ねていた人々と位置づけることができよう。

### 三 陰忍

『万川集海』には陽忍に引き続き陰忍の術が記されている。卷十一

陰忍一「城営忍篇上」にはこのように記されている。

夫大隱者必不<sup>レ</sup>辭<sup>レ</sup>於市朝<sup>ト</sup>云ヘリ、然レハ陽忍ハ不<sup>レ</sup>如<sup>二</sup>陽忍<sup>一</sup>、雖然陽術ノミニシテ陰術ナキ時ハ、其利全アラズ、ユヘニ此卷ニハ敵ノ空隙ヲ計リ、隱形ノ術ヲナシ、道具ヲ以テ忍入作法ヲ記

セリ、

陽術のみでは情報を収集しがたい場合、陰術を用いて任務を遂行する。そして、陽術と陰術が補完しあつてはじめて責務を全うすることができるとするが、これは陰陽思想にあてはめて忍びの術を解釈しようとしているとも考えられるが、实际上も両術を用いることが有効だと考えられる。

陰術は人に知られないように密かに行う必要があり、そのためにはかなりの技量と道具を必要とした。実際にどのように陰忍を行うのか、準備の段階から順を追つて明らかにしたい。北条氏長が慶安四年（一六五二）に書いた『一步集』「目を瀑事」には、

### （一六五二）に書いた『一步集』「目を瀑事」には、

忍に行かんと思はば、五七日も前より闇所に佇て見習ふときは、常抵と格別して朝に見ゆるものなり。可秘義なり。此習を不知、少々心付あつても、其事を逐てなさざる故に妙を得不得。然れば教の功深重ならずや。

のように、忍び込む三十五日前から暗いところに籠もつて物を見る練習をするようにと書かれている。こうすることによって目が慣れ、暗いところでも見えるようになるという。『甲子夜話』卷二十七にも、

先年聞く。忍の術を為す者は、まづ闇夜に立て四方を見ゐるに、初めは何のあやめも知れざるが、後は稍見へわきて、遂には四方の物わかるとなり。近頃聞には、御鷹匠も夜目をさらすと云て、勤め始めには暗中にて進退すれど、これも終には火光をからずして道を行ことなると云。

とあり、忍びの術の心得のある者は、闇夜でも目が慣れて見えるようになるということを書いている。それとは別に、薬を用いて闇夜でも

目が見えるようにする法があった。甲賀流忍術を伝える芥川家文書「免状」<sup>13</sup>「闇夜目見ル法」には、樟脳、龍脳、雷が落ちて焼けた木の炭を合わせて目に塗れば闇夜でも見えるとしている。

一、樟脳 一匁

一、龍脳 一匁

一、雷落テ焼タル木ノ炭 一匁

右三色合セテ我ケ目ニ塗ル、

果たしてこれによつて実際に闇夜でも見えるようになるかどうか定かではないが、暗闇でも見える練習をしておけば見えるようになると、いうことは確かである。

忍び込む際の服装については『用間加條伝目口義』法意卷「忍衣類之事」に以下のように記されている。

他へ忍フ時ワサト他国者ト見セル事アリ、又打マシリテ其國ノ者ト見スル事アリ、又トチヘンツカスニナス事有、コレラハ其時ノ衣服ノ品ニテ変化スヘシ、

惣シテ目立ヌヤウニ世並ノ衣服ヲ著シ、早ク見知リノ付サルヤウニスヘシ、

著カヘノ伝アリ、コレハ譬ハ行時ハ黒キ著物ヲ上著ニシ、小紋ノ著物ヲ下著ニシ、帰ル時ハ黒ヲ下著ニシ、小紋ヲ上著ニスル格也、

闇ニハ黒ヲ好ム、月ノ夜ハ黒ヲ忌ヘシ、此心持忘レサレ、

行動するときには、わざと他国者と見せるときもあれば、その国のように振る舞うこともあるが、総じて目立たぬように普通の服を着ることを旨とし、行き帰りで着衣を替えることもある。闇夜には黒

色の服がよいが、月夜はかえつて目立つてしまふので違う色にした方がよいとある。

また、『正忍記』「忍出立の習」には服装について次のように記されている。

亦云く、着るものは茶染<sup>ツメ</sup>、ぬめりがき、黒色、こん花色。是は世に類多ければ、紛るゝ色なり。雨羽織、かつば能くその形をかゆる。忍の時は大わきざし一腰を用て吉。身を墨にてぬる事あり。帶は黒色、丸ぐけの端なしと云輪帶<sup>ワラビ</sup>なり。取る所端となる早わざのしかた、尤も吉し。

着る服の色は茶色、こげ茶色、黒色、濃紺色などの世間一般に多い色ならば何でもよいとしている。忍びの着る服の色は黒に統一されてゐるわけではなかつた。また、雨羽織や合羽は姿形を変えるのに役立ち、体を黒く塗ることもあるという。

堀があるときにはそれを渡る工夫が必要だつた。まずは、堀がどれくらいの深さか計る必要がある。『兵法雌鑑<sup>14</sup>』「夜中の物見に三つ可有見違事」に次の記述がある。

一、よる忍をつけ城ちかく忍びより、堀のふかさ水の上を見はかるに、水に目を付けいか程とみれば、水底に少し有<sup>レ</sup>水も七八分もあるやうに見ゆるなり。向の土井に目を付け見はかるべし。

水だけを見たのでは、深さを見誤る可能性があるので、向こう岸を見て水の量をはからなければならず、縄の先に鉛玉を付けて水に垂らし、底につくかどうかを確認したりした。

浅ければ歩いていくことができるが、深ければ泳いでいく必要があ

つた。その際は水蜘蛛を使つたり、潜水用具を用いることもあつた。『正忍記』「水鳥之教」には、水の中にいる際に見つからないようにする方法や竹筒や刀の鞘を使って呼吸する方法が書かれている。

水にかかるゝ時は、こかげにかほ斗出し、わらなど引かづきてよし。亦竹の筒、或は刀わきざしの鞘を持、能水をくぐるものは折々是より息をすると云々。

また、鼻や口に管を入れる潜水具もあつた。<sup>15</sup> 泳ぐには得手不得手があるため、泳ぎに長けた者にまず堀を渡らせて綱を渡し、それから後の者が綱を渡るようにとされている。そして、寒いときは渡ろうとするところの水を一口呑んでおけば凍えないと『用間加條伝目口義』「水中之大事」に記されている。

そして相手の居所や城に侵入するが、『用間加條伝目口義』「第五竇虱之伝」には以下の術を記している。

伊賀伝曰、ノミシラミハ人ニツク也、同様ナル宮殿樓閣ヘモ人ニツキテ行也、忍ノ者モ其如クマツ人ニツキテ忍フヘシ、是ハ人ノ通ラサル所ヲ通り、堀ヲ渡リ、堀ヲコシテ入ルハ変ノ業也、マツハ人ニ隨フテ門虎口ヲ出入スヘシ、其門戸カ通レヌ時ハ止コトナク堀ヲコシ堀ヲノリテ入ルナリ、

ノミやシラミは人にひつつく虫なので、それと同様に人の後に付いていつて建物に侵入するのを基本とし、それができない場合は堀や堀を越して入るという。

堀を越えるときには梯子やくないを用いたり、鉤縄を用いたり、刀を用いるときもあつた。そのことは『忍秘伝』「忍入之大極意ノ事」に以下のように記されている。

軒ト軒ノ近キ所ニテハ繼梯子ヲ用ヘシ、軒下ヲ伝ヘテ入ニハ宮内ヲ持、軒裏ヲ取付テ下ヲ不踏様仕ル也、樋ヲ釣タル軒ニ心ヲ付申ス事干要也、壁ヲ伝テ入ニハ打鑰ヲカケ繩ヲ下取付テ入ヘシ、床下ヲ通ニ根太大別高下ヲ具ハカリテ通ルヘシ、門ヲ開キ通ニ油湯ノ類ヲ以テウルヲシ音ナキヤウニ心得入ヘシ、

また、『一步集』「屏越様の事」には刀を屏に立てかけて越える方法が記されている。

攻城の士卒、我増に屏を乗るの節なるゆゑに、前方よりの支度と云こと不叶の場なれば、速に用るの所作なり。故に、刀の下緒の先を結て、足首に引かけ、刀を足代に用て刃の方を下にして、少し斜に屏にもたせ、鍔に足をふみ掛、飛上て屏の腕木に取つくべし。刀二尺三寸計に人長五尺にして見、六尺七尺計の屏へは、心安取付上るべし。其時棟木にまたぎて足を擧れば、刀掛りて来るべし。扱、内の方へは敵を払除て、覆の斬に腹をすらせて、後むきに落べし。五尺の長ヶに両脇を伸れば、地へ大形届くなり。鎧武者、六尺の上より飛をるときは、奈何して全きことあらんや。

刀の下緒を結んで足首に引っかけておき、刀を屏に少し斜めにたてかけ、鍔に足を踏み掛けて、飛び上がつて屏の腕木に飛びつくのだという。

忍びはこうした術を幼少から親に教えられることで身につけたが、動物の動きをよく観察することによつてもさまざまな身のこなし方を学んでいった。『正忍記』「四足之習」には、犬猫などの真似をして侵入するようにと説かれている。

是は忍の者、犬猫などの様の真似をして忍ぶ事也。闇の夜のぐらき所、形の見えぬ所にてするわさ也。人の四足の真似をするとして、形の似るへきものならねば心得へき者也。

さらには、犬猫のほか、猿や狐、蚊や蝶にも学ぶようにと書かれており。また、狐狸はけだものの中ではすぐれて賢いものであり、狐はよく人を誑かし、狼は人の心を察することができ、通りにくい道も通ることができ、難しいこともなしとげるなど希代の行いが多いのでそれに習うようにとされている。『忍秘伝』「猿子入ノ事」では、猫のように戸傳いに入るとか、猿を真似てその皮を身にまとつて木を伝うとか、場所によつて狸・狐・犬に姿を変えるようにとしている。

白昼ニ家内ニ入ル事軒伝ヘ棟伝ヘシテ入ヘキニハ、猫ノ形ヲ作り入ル事モアリ、庭ノ内木伝ニハ猿ヲ真似テ其皮ヲマトイ被ル事モアリ、作リヤウニ口伝多シ、二疋連一疋連二人ノ心得アリ、或ハ狸狐犬ナト所々ヨリテ其形ヲカリ用ルモノ也、

このようなことを行つても屏が高くて越えられないときは、土を掘つてトンネルを作ることによつて侵入することもあつた。

屏に上つたら、高い所から下りる必要もある。『用間加條伝目口義』「飛鳥之伝」では、着地する際に、地面から少し上に飛び上がるようすれば、音も立てずに無事着地でき、鳶口でも棒でも刀のようにして、一尺ほど余るくらいにして脇の下に抱え込んで飛ぶ方法が記されている。そして、そうしたもののがなければ、小尻に金を貼つた刀を差して飛ぶのがよいという。

初 高ミヨリヒクミヘ飛下リルニハ、地ヨリ今少シ上ニテ飛アカル心ニスヘシ、鳴音モナクアヤマチモセサル也、

中 烏口ニテモ棒ニテモ刀ノ如クサシテ、一尺程モアマル程ニナ  
シテツクニ、ナルヤウニカヒコミテ飛ヘシ、

後 若何モナクハ刀ヲサシナカラ、右ノ如クシテ飛ヘシ、ユヘニ  
刀ノコシリヲ金ニテハルヘシ、

『正忍記』「高越<sup>ひき</sup>に入るの習」にもその方法が記されている。

高よりおりるには、堀おりと云て、竹にても鎧にても杖につき、  
すへりながら、背<sup>セナカ</sup>を壁<sup>カヘ</sup>にすりつけおりるよし。亦、せひ長け程  
の木を持てば、飛んでも不<sup>レ</sup>苦<sup>カラ</sup>。其木を杖につき飛べば、こけ  
ても一たび木にて地をつきたる故に、かるき者也と知るべし。

(中略)

高き所よりおりるには、扣<sup>ス</sup>縄を付くべし。縄なき時は着類をと  
き、つなき合せて用之。たとへば三間程高き所ならば二間の縄に  
てさかり落る時は、一間の所を飛に同じ。いか程高き所にても、

此<sup>ニ</sup>ころゑあるべき事也。

竹でも鎧でも杖について、すべりながら背中を壁にすりつけ降りる  
のがよいという。背丈ほどの木があれば、着地するときに先にその木  
を地面に付けることによつて転んでも痛くなく、縄を縛つてそれをつ  
たつて降りればよいという。

このように侵入するときには、音を立てないようにする必要があつ  
た。風が吹いているときに侵入するのがよいと書かれている書もある  
ほか、音を立てないようにする術もあつた。『甲賀流忍之秘法』<sup>16</sup>「セ  
キヲスル事」には、咳が出そうになつたときには、竹筒の中に口を入  
れて地面に刺したり、地面を掘つてその中に口を入れて咳をするよう  
にと書かれている。

セキヲスル時ハ竹ノ筒ニロヲ指入テ地ニサシ付テヒソカニスヘ  
シ、又地ヲロノ入程ニ深サ五六寸モ堀テ其穴ヘロヲ指入テモセク  
ニ音セス、是ハ自然セキノ出ルトキノ事也、

また、『山崎流忍之書』では薬を用いて咳が出ないようにする術も  
書かれている。そして、『忍秘伝』「人竊所通之事」には、紙を口に  
かんで呼吸音を立てないようにしたり、両手の上に両足を乗せて歩く  
「深草兔歩」の術が書かれている。

人ノ枕際ヲ忍フニハ、足ノ音高ケレハ目ヲ醒シ声ヲ出セハ眠ヲ覺  
スモノナリ、此トキハ紙ヲロニカミテ息ヲ細クシ、両手地ニ付テ

両足ヲ此上ニ置テ通り申候、左手ヲ出シ敷ヲ其上ニ右ノ足ヲ乗

セ、左手ヲ出シテ其上ニ左ノ足ヲノセテ、次第三加様ニ敷申ニ  
ハ、音ナクシテ咎ル義無御座候、又畳ノ縁ヲ伝ヘテ通ルニモ余音  
ハ立不申ト申伝候、

これについては『万川集海』にも記述がある。音の出ない歩き方に  
ついては、『正忍記』「夜道の事」に足なみ拾ヶ条として、ぬき足、  
すり足、しめ足、飛び足、片足音、大足、小足、きざみ足、はしり  
足、常の足を記している。

闇夜に家の中に侵入した際には、太刀を抜きかけて鞘を一、二寸ほど  
先へ伸ばして、その先で相手を探り、人に当たつたら鞘を外してた  
だちに切るという方法が『万川集海』卷第十三「歩法四箇条」「座さ  
がしの事」で説かれている。

侵入した際には退出することも考えておかなければならない。その  
ためにはまきびしを撒くこともあつた。『用間加條伝目口義』「萎絶  
配様之事」にはまきびしの種類と使用法について記されている。

ヒシハ鉄三制シ、皮袋ヘイレテ持行テ、帰リニ若追カケラント

思トキニ蒔捨テカエル也、口伝、

急ナルハ竹ノ跡先キリソキニ同竹釘ヲ十文字ニ打テ用ルナリ、口

伝、釘ハ少シ炒ルナリ、

又、丸キ板ニ鉄釘ヲ三本ツ、前後打チカヘテモ用ルナリ、此釘ハ

一ヘン赤ミソ付テ焼テミカキタテ、用ユ、口占、

配様ノ心得ハ蒔ステタル時、敵來リニクケレハ、我モ行事ナラサ

ルナリ、然ルアイタ我ハ決シテ不行處ナラハ蒔ヘシ、口伝、

また、『忍秘伝』「蒔菱之事」にも下記の記述がある。

家内ニ忍入テ人ヲ出ルヲ防キ、我退クニ便ヲ成スニ是ヲ用ルト

キ、鉄ヲ以テモ作リ、又竹ヲ以テモ作ル、

まきびしは忍者特有の道具のように思われてゐるが、実は古代ローマや古代中国においても武器として使用されたことが確認できる。モンゴル軍もまきびしを使用し、その実物が残されている。しかし、これららのまきびしは、馬や車の突進を妨げるために使用するものであり、忍者による使用法とは異なつてゐると言えよう。

侵入した際には、相手に見つからないようにしなければいけない。

そのための身を隠す術にはさまざまある。一例として、『用間加條伝目口義』下には木の葉隠れ、柴隠れ（草葉隠れ）、仏隠れの術が詳しく記されている。

### 第一、木ノ葉カクレノ事

初 五月五日ニ白ケノナキ黒犬ノ肝ヲ取、八月十七日迄陰干ニ

シテ、梵字一日ニ三度ツ、書テ粉ニシテ常ハ錦ニ七重包ミ持ナリ、

(梵字) 如此肝ニカクナリ、

扮カクレル時ニ木ノ葉ヲカサシ、ソレニ其肝ノ粉ヲヒネリカ

ケテ居レハ、他ヨリ見ヘサルナリ、

中 城中屋敷ヘ忍フ時、敵付ノ方ニ手楯ヲサシカサシ、萬一弓

鉄砲ノ用心ヲスヘシ、

後 森林ノ茂ミニ拠リテ忍フ云、

第二 初 カワウソノ生肝ヲ取テ鼠ノ皮ヲトリ陰干ニシテ何レモ粉ニ

シテ等分ニ合セ敵ノ方ヘ吹カクヘシ、

(梵字) 此字一反、

心經三反ヨミテカクレハ人ニ不見ナリ、草ノ葉ニハ右ノ梵字ヲ

カキテ其野ニ居ヘシ、他ヘ見ヘサルナリ、

中 敵国ヘ何トモイレカタキニハ態ト使者ヲツカワシ、其供ニ

忍ノ者ヲ遣スカ、又ハ商人ニナリテ入コミシ時人数改メモト

ス時跡ニマキラカシ残シ度時ハ其人数ノ内ニテ俄病ヲナサセ

空死ヲサセ予ラワセ埋ミヲキ、夜ニ入ホリ出シ跡ヲ元ノ如ク

ニ埋ミテ、其人ヲヒソカニノコシ置事アリ、又火葬ニスル時

ハ密ニ其國ノ人ヲ殺シ、空死ノ者ノ死骸ト引カヘヲキテ焼捨

ルナリ、コレヲ草葉カクレトモ云、

後 草深キ野原ニ拠リカクレ忍フ事ナリ、

### 第五、仏カクレノ事

初 国々ノ出家ニ尋ネ問フテ其国々ノ事ヲヨクキクヘシ、

中 自國ノ出家ノ内ニテ其器材アル者ヲエラミテ忍ニ遣フヘシ、

シテ、國々ニ同派ノ寺々アレハ入コミ安シ、

後 入コミカタキハ出家ニナリ、六十六部又ハ行脚僧或ハ願人

坊主ニナリテ入コムヘシ、

また同書の「極意天之巻」「木之葉隠之大事」にも同じように記されている。

木ノ葉ハ千本ハ千色ニテミナ違フテ一樣ナラス、其如ク千変万化シテ忍ヒ入ル方ノモヨウニ隨フテ變化シテ忍ヒ入ラレル者ニナリテ忍ヒイル也、松ニハ松相應ノ葉、柳ハ柳相應ノ古今カワリナキ葉アリ、其コトク敵ニ応シテ所作ヲナスカ大事ナリ、口伝、

これらによれば、初伝としては不思議な薬を用いることによつて隠れることができると記されている。しかし、どれだけ実際にこうしたことを行つて効果があつたか疑問である。錯覚を利用してあたりの木や草に同調して隠れていたのだろう。

他にも、犬隠れ、間隠れ、鶴隠れ、觀音隠れ、楊枝隠れなどさまざまな隠れ方があつたようである。当然足跡も残してはならない。

『用間加條伝目口義』「乱足沓之事」には、足跡を逆に付けたり、雪には足跡を十文字に付けて踏み消すなどして乱すことによつて、相手を混乱させる術が書かれている。また、座敷へ忍び込むときには中に綿を厚く入れた皮の足袋を履くことによつて音を立てなくさせたり、他人の草履を履くことによつて、混乱させる方法を記している。

コレハ三伝アリ、第一、通リ路ニ足跡ツクヲ忌ハ、草鞋ヲ逆ニハキテ少シ通り、又ホンノ通リニハキテ少シ通り、度々如此ハキ直スナリ、コレハ行過シカ戻リシカト、跡ニテ不審タツルヤウニス、第二座舗へ忍コムトキハ、成ホト綿ヲアツク入タル皮ノタヒヲハク也、コレニテナリヲトナシ、但シ早クヌキヤスキヤウニス

ヘシ、見出サレタルトキハ、ヌキ捨テハタラクナリ、第三雪フリニ足跡往還十文字ニフミテ消ヘシ、口伝、

さらには、忍びは死んだ後も姿を残してはならなかつた。『用間加條伝目口義』「形ヲ隠ス術」には以下のように記されている。

自害ノ後我死骸マテモカクス術ナリ、コレハフトンノナカヘ箇薬ヲ大分イレ、ヨクカワカシヲクナリ、自害スルトキ四方ニ火ヲツケ、扱其フトンヲシキ其上ニ座シテ死スル内ニ、火ウツルトハシキタテ、黒焦ニナリテ、誰ノ死骸トモ知レス、多クハ骨モノコラス散乱スルナリ、

また、「忍顎大事」にも以下のようにある。

トカク死後ニノコリテ事ノアラワレニナルヘキ書状ヲ持ヘカラス、何国ノ何者ヤヲ死骸ニナリテハシレヌヤウニ、何方ノ忍トモ不知様ニ覺悟シテ忍コムヘシ、尤アラワレシ時ハソレキリト覺悟シテ行カコヽノ伝也、十分ニ仕済シ生テ帰ルト量簡シテハ危シ、必死ノ覺悟ナルヘシ、

自害するときには、布団の中に火薬を入れて高熱で燃えるようにして死体が誰のものかわからなくなる必要があつた。また、忍びは身元がわかるような文書を持ってはならず、死んでもどこの誰だかわからぬないようにし、常に必死の覚悟で臨むべきことを説いている。

おわりに

以上、忍びの者が忍術を用いる際の心構え、陽忍・陰忍といった具体的な忍びの方法、さまざまな術・道具について概観してみた。もちろんこれすべてが網羅されているわけではなく、叙述した他にも数多くの術がある。

そもそも忍びはなぜそのような多くの術を必要としたのだろうか。それは、忍びの任務が情報収集を最も重要な職能としていることにあるのではないだろうか。現代社会でも同様だが、情報産業は最先端の科学技術が必要とされる。忍びの術は当時の最先端の科学であり、そ

の術を駆使することによって生きながらえ、情報を収集し、主君に伝える使命を帯びていたのが忍びであった。

忍術書は十七世紀後半になると相次いで成立した。忍術書の種類はさまざまであり、個別の術についてのみ記したものから、さまざまな術を総合し体系だってまとめられたものまである。その時期にまとまって成立したのは、それまでは忍びとしての職務が、実際に潜入したり諜報を行つたりということが行われ、親から子へ身をもつて伝えられていたため、書として記して残しておく必要がなかつたが、平和な世の中となりそのような仕事がなくなつたため伝授していく機会がなくなり、後世に伝えていくために書物としてまとめておく必要に迫られたからだと推測できる。

先にあげた『甲賀忍之伝未来記』は尾張藩に仕えた忍びの木村奥之助の口伝を近松茂矩が筆授し、文化二年（一八〇五）尾州之土鈴木貞

美より水野源忠通が伝授し書写したものであるが、現在七十歳前後の者は乱世を経験し実際に見聞して古伝のようにすることができるが、それより若い者はそのようにできないので、未来のために十三ヶ条を書いて残したとする。

時代とともに忍術は変容していくが、忍術とは、どのような困難な状況下であつても生き抜いて、あらゆるところに忍び込み、情報を収集するために培われてきたあらゆる分野にわたる総合生存術であるといふことは時代を通じて言えることではないだろうか。

1 伊賀流忍者博物館所蔵。滋賀県甲賀市教育委員会歴史文化財課編『甲賀者忍術伝書—尾張藩甲賀者関係史料II』（滋賀県甲賀市、二〇一八年）に無窮会所蔵本の翻刻が掲載されている。

2 名古屋市蓬左文庫所蔵。滋賀県甲賀市教育委員会歴史文化財課編『甲賀者忍術伝書—尾張藩甲賀者関係史料II』（滋賀県甲賀市、二〇一八年）に翻刻が掲載されている。

3 中島篤巳訳註『完本万川集海』国書刊行会、二〇一五年。

4 忍びの教える精神的側面については『忍者の精神』（KADOKAWA、二〇一九年）で詳述した。

5 伊賀流忍者博物館所蔵。吉丸雄哉・山田雄司・尾西康充編『忍者文芸研究読本』（笠間書院、二〇一四年）に翻刻を掲載した。

6 石岡久夫編『北条流兵法』（日本兵法全集）人物往来社、一九六七年。

7 名古屋市蓬左文庫所蔵。

8 伊賀流忍者博物館所蔵。

9 小笠原昨雲『軍法侍用集』に収載される。軍法侍用集の翻刻・解説  
は、古川哲史監修・魚住孝至・羽賀久人校注『戦国武士の心得－  
『軍法侍用集』の研究－』（ペリカン社、二〇〇一年）を参照。

10 中島篤巳『正忍記』新人物往来社、一九九六年。

11 石岡久夫編『北条流兵法』〈日本兵法全集〉人物往来社、一九六七年。

年。

12 中村幸彦・中野三敏校訂『甲子夜話』〈東洋文庫〉平凡社、一九八

年。

13 松本城管理事務所所蔵。

14 石岡久夫編『北条流兵法』〈日本兵法全集〉人物往来社、一九六七年。

年。

15 中島篤巳『忍者を科学する』洋泉社、二〇一六年。

16 伊賀流忍者博物館所蔵。

17 京都府立京都学・歴彩館所蔵。

(やまだ ゆうじ 三重大学人文学部)